

平成 30 年度第 13 回阿波おどり実行委員会 会議次第

平成 31 年 2 月 13 日（水）午前 11 時 30 分～
徳島市役所 13 階 第二研修室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 阿波おどり実行委員会会則の改正について
 - (2) 平成 31 年度阿波おどり事業計画について
 - (3) 阿波おどり事業の民間事業者の募集について
- 3 その他
- 4 閉 会

[別添資料]

- 資料 1 阿波おどり実行委員会会則の改正
- 資料 2 平成 31 年度阿波おどり事業計画（案）
- 資料 3 阿波おどり事業の民間事業者の募集について

参考資料 阿波おどり実行委員会委員名簿

阿波おどり実行委員会会則の改正

委員の任期を設けることに伴い、関係条項を次のとおり改正する。

条項	現在	改正（案）
第 6 条	委員及び役員の任期は、 <u>選任等の日からとする。</u>	委員及び役員の任期は、 <u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。</u> <u>ただし、任期途中の補欠の委員及び役員の任期は、その残任期間とする。</u>
2	<u>前項の規定に関わらず、第 3 条第 1 項第 1 号に該当する者として選任等された委員が、その任期中に関係団体又は行政機関の役職を辞する場合の委員及び役員の任期の末日は、当該役職を辞する日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</u>	削除
附則		<u>この会則は、平成 31 年 2 月 日から施行する。</u>

阿波おどり実行委員会会則（改正後（案））

（名 称）

第1条 本会は、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、阿波おどり事業を主催し、開催に関して必要な計画の策定と運営の検討を行うとともに、開催について審議し決定することにより、事業を実施することを目的とする。

（組 織）

第3条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 徳島市から選出された者
- (2) 経済団体等から選出された者
- (3) 前号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者

2 委員は、無報酬とする。

（役 員）

第4条 実行委員会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長は、委員の中から互選によって定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 監事は、委員長が選任する。ただし、委員と兼ねることはできない。

（役員職務）

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

（任 期）

第6条 委員及び役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、任期途中の補欠の委員及び役員の任期は、その残任期間とする。

（会 議）

第7条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、会議を招集する必要がないと認める事項については、委員に持ち回り回議し、会議にかえることができる。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、委員長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議へ出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議決事項)

第8条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 阿波おどりの準備、運営等に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他阿波おどりの開催に係る重要な事項

(委員長の専決処分)

第9条 委員長は、緊急を要する場合で会議を招集する暇がないと認めるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を徳島市経済部内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(運営協議会)

第11条 実行委員会に対し、阿波おどりに関して幅広い意見を述べるとともに、支援・協力する組織として、実行委員会内に阿波おどり運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

- 2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、入場料、広告、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 平成 30 年度の会計年度の開始日は、第 13 条の規定に関わらず、前項の施行期日とする。

附 則

この会則は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 2 月 日から施行する。

平成 31 年度 阿波おどり事業計画 (案)

1 基本項目

- (1) 名 称 阿波おどり
- (2) 主 催 阿波おどり実行委員会
- (3) 開催期間
平成 31 年 8 月 12 日 (月) ~ 15 日 (木)
※平成 31 年 8 月 11 日 (日) (前夜祭)
- (4) 演舞場等 有料演舞場、無料演舞場、おどりロード及びおどり広場、アステ
ィとくしま、あわぎんホール
- (5) 基本方針
 - ① みんなで支え合っていく阿波おどりへの転換
 - ② これまで以上にみなさんに楽しんでいただく阿波おどりの実施
 - ③ 安全・安心な環境の確保
 - ④ 公平性、透明性の確保と収支均衡の観点
- (6) 期間中の対応
 - ① 有料演舞場における本部席の設置
救護所機能を充実させた本部席を各有料演舞場及び両国本町無料演舞場に
設置する。
 - ② 運営体制の整備
必要なスタッフ、ボランティア、警備を確保するとともに、イベント保険
に加入するなど、安全安心な運営体制を整備する。
 - ③ 情報発信
公式ホームページにより、公演プログラムを配布するとともに、阿波おど
りの魅力を効果的に発信する。

(7) 前年度からの変更点

① チケット料金の改定

ア 前夜祭・選抜阿波おどり

席名		前売り料金	当日料金
前夜祭 1公演 80分	特別指定席	3,600円 (2,600円)	3,800円 (2,800円)
	指定席	3,000円 (2,200円)	3,200円 (2,400円)
	自由席	1,800円 (1,600円)	2,000円 (1,800円)
選抜阿波おどり 1公演 70分	指定席	2,800円 (2,000円)	3,000円 (2,200円)
	自由席	1,600円 (1,400円)	1,800円 (1,600円)

注) () 書きは、平成30年度の料金。

イ 市役所前演舞場・2部のみ料金改定

市役所前演舞場の魅力向上策として、2部は有名連ばかりが踊り込むこととし、市役所前演舞場の2部のみ料金改定を行う。

【市役所前演舞場・2部のチケット料金】

席名		前売り料金	当日料金
S席	指定席	2,600円 (2,000円)	2,800円 (2,200円)
A席	指定席	2,300円 (1,800円)	2,500円 (2,000円)
B席	指定席	2,000円 (1,600円)	2,200円 (1,800円)
C席	自由席	1,000円 (800円)	1,200円 (1,000円)

注) () 書きは、平成30年度の料金。

② チケットの対面販売

利便性の向上のため、期間限定で、チケットの対面販売を行う。

③ おどり連に対する参加費の創設

阿波おどりをみんなで支え合っていくため、全国の他の祭りにならない、張り付けを行う演舞場等で踊るおどり連から参加費をいただく。

【参加費の単価】

	企業連	一般連	大学連	有名連・ 障害者団体等
協力金	1日2万円	1日1万円	1日5千円	無料

注1) 「企業連」とは、自社の企業名をおどり連の名前に使用している連のこと。

注2) 「大学連」とは、大学名をおどり連の名前に使用している連のこと。

注3)「障害者団体等」の等とは、高校生以下のこども連、ボランティアの連のこと。

注4)「一般連」とは、注1～3以外の連のこと。

④ 有名連に対する出演料

有名連に対する出演料は、駐車場代や弁当代といった実費相当分とする。

【出演料の額】

区分	30年度までの単価	31年度
演舞場	20,000円 無料演舞場の一部 10,000円	なし
前夜祭	29年度までは2,000千円/協会	1,000千円/協会
選抜阿波おどり	1回出演の場合 92,000円 2回出演の場合 149,000円 3回出演の場合 241,000円	1回出演の場合 53,000円 2回出演の場合 100,000円 3回出演の場合 121,000円

⑤ 臨時駐車場駐車料金の改定

利用者負担の適正化を図るため、阿波おどり期間中、小・中学校、公園に臨時的に開設する駐車場の駐車料金を改定する。

1回 1,200円→1,500円

⑥ シャトルバス交通整理料の改定

利用者負担の適正化を図るため、シャトルバス交通整理料を改定する。

1人1回 100円（小学生未満は無料）→200円（小学生未満は無料）

2 阿波おどり

(1) 開幕式

- ① 日 時 平成 31 年 8 月 12 日 (月) 17:30
- ② 場 所 市役所前演舞場

(2) 開演時間

毎日 18:00～22:30

(3) 演舞場

① 有料演舞場

ア 二部入替制

一部 : 18:00～20:00、二部 : 20:30～22:30

イ 場 所

- i 市役所前演舞場
- ii 藍場浜演舞場
- iii 紺屋町演舞場
- iv 南内町演舞場

② 無料演舞場

ア 場 所

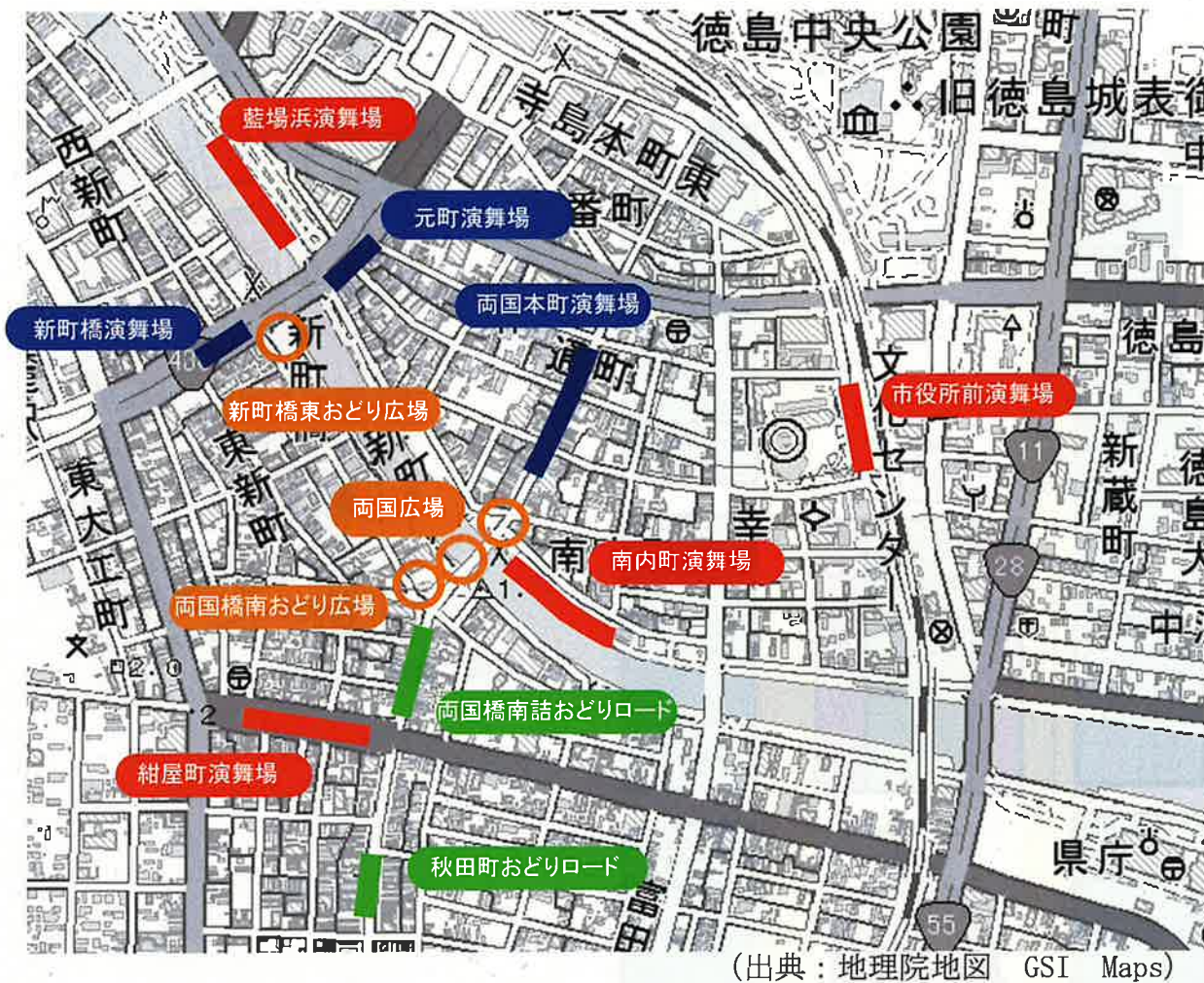
- i 両国本町演舞場
- ii 新町橋演舞場
- iii 元町演舞場

③ おどりロード及び広場

ア 場 所

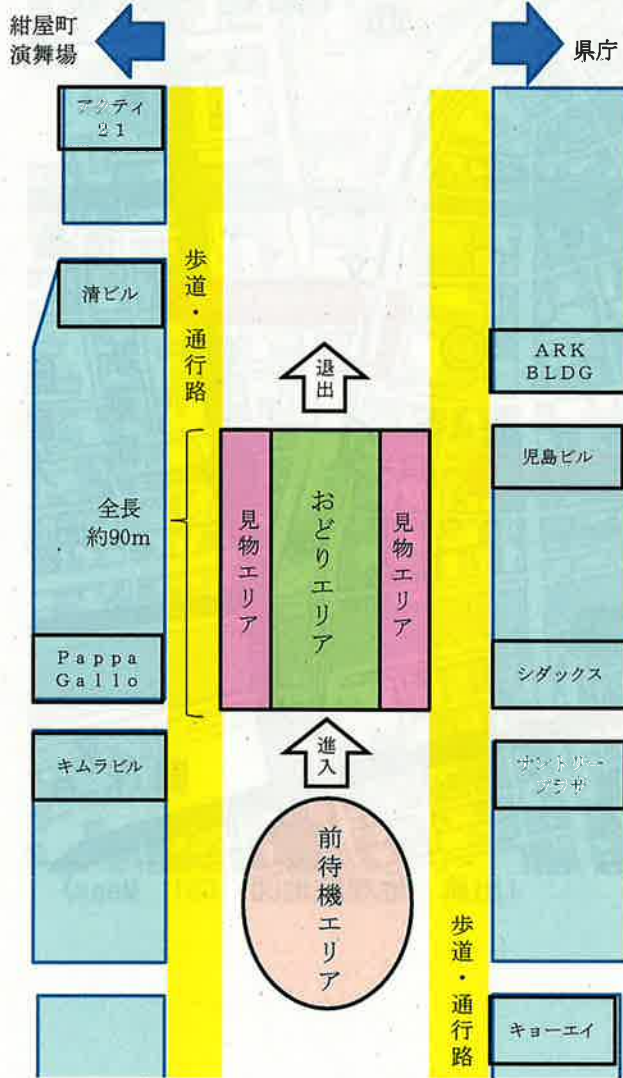
- i 両国橋南詰おどりロード
- ii 両国橋南おどり広場
- iii 新町橋東おどり広場
- iv 両国広場
- v 秋田町おどりロード (秋田町おどりロード事務局が実施)

④ 演舞場位置図



⑤ 秋田町おどりロード

【イメージ図】



【周辺図】



(出典：地理院地図 GSI Maps)

(4) 入場料金

区分	前売り料金	当日料金
特別席 (指定席)	5,000 円 (5,000 円)	5,200 円 (5,200 円)
S席 (指定席)	2,000 円 (2,000 円)	2,200 円 (2,200 円)
A席 (指定席)	1,800 円 (1,800 円)	2,000 円 (2,000 円)
B席 (指定席)	1,600 円 (1,600 円)	1,800 円 (1,800 円)
C席 (自由席)	800 円 (900 円)	1,000 円 (1,100 円)

注1) () 書きは昨年度の料金

注2) 各公演1回の観覧料 (税込み)

注3) 特別席は南内町演舞場のみ

注4) チケット発券手数料が別途必要

注5) 3歳以上は有料 (3歳未満は無料。ただし、膝の上で抱いていただく)

【参考例：有料演舞場座席表】



【市役所前演舞場・2部】

区分	前売り料金	当日料金
S席 (指定席)	2,600 円 (2,000 円)	2,800 円 (2,200 円)
A席 (指定席)	2,300 円 (1,800 円)	2,500 円 (2,000 円)
B席 (指定席)	2,000 円 (1,600 円)	2,200 円 (1,800 円)
C席 (自由席)	1,000 円 (800 円)	1,200 円 (1,000 円)

3 選抜阿波おどり

(1) 期 間

- ① 前夜祭 平成31年8月11日(日)
- ② 選抜阿波おどり 平成31年8月12日(月)～15日(木)

(2) 場 所

- ① 前夜祭 アスティとくしま
- ② 選抜阿波おどり あわぎんホール

(3) 開演時間

日	会場 前夜祭 アスティとくしま	選抜阿波おどり あわぎんホール
8月11日	11:00、15:00、19:00	
8月12日		11:00、13:30、16:00
8月13日		11:00、13:30、16:00
8月14日		11:00、13:30、16:00
8月15日		11:00、13:30、16:00

(4) 入場料金

区分		前売り料金	当日料金
前夜祭	特別指定席	3,600円(2,600円)	3,800円(2,800円)
	指定席	3,000円(2,200円)	3,200円(2,400円)
	自由席	1,800円(1,600円)	2,000円(1,800円)
選抜阿波おどり	指定席	2,800円(2,000円)	3,000円(2,200円)
	自由席	1,600円(1,400円)	1,800円(1,600円)

注1) () 書きは昨年度の料金

注2) 各公演1回の観覧料(税込み)

注3) チケット発券手数料が別途必要

注4) 3歳以上は有料(3歳未満は無料。ただし、膝の上で抱いていただく)

4 阿波おどりチケットの購入方法について

(1) 前売り券の販売について

① 先行販売(南内町演舞場特別席のみ)

ア 販売方法

インターネット販売のみ

イ 販売期間

平成 31 年 6 月中旬～売り切れ次第終了

② 一般販売

ア 販売方法

コンビニエンスストア、インターネット、電話予約による販売

イ 販売期間

平成 31 年 7 月 1 日（月）～

ウ 対面販売

利便性の向上を図るため、一定の期間に限り、対面販売を行う。実施場所等詳細については、民間事業者と協議のうえ決定する。

③ 購入枚数（1 回の申し込みで購入出来る枚数）

ア 有料演舞場 1 公演 12 枚まで

イ 前夜祭、選抜阿波おどり 1 公演 5 枚まで

(2) 当日券の販売について

① 販売方法

コンビニエンスストア、徳島駅前特設販売所（阿波おどり総合案内所）、各演舞場近くの特設売り場

前夜祭、選抜大会の当日券は、各会場の窓口でも販売予定

② 販売期間

平成 31 年 8 月 11 日（日）～15 日（木）

③ 購入枚数（1 回の申し込みで購入出来る枚数）

ア 有料演舞場 1 公演 12 枚まで

イ 前夜祭、選抜阿波おどり 1 公演 5 枚まで

(3) 旅行代理店等へのチケット販売について

旅行代理店等への販売については、これまで同様、一般販売前の直接販売を基本とする。

(4) 車いす用観覧チケット販売について

① 設置場所 市役所前演舞場内（庁舎側）

② 座席数 車いす 10 台分（20 名）

③ 入場料金

区分	前売り料金	当日料金
車いす 1 台当たり	1,000 円（1,000 円）	1,200 円（1,200 円）
A 席（指定席）付き添い	1,000 円（1,000 円）	1,200 円（1,200 円）

注）（ ）書きは昨年度の料金

5 豪雨等中止の場合の払い戻し

- (1) 購入先において、中止日の翌日から平成31年8月20日までの間払い戻す。
それ以降は無効。
- (2) 当日券販売において徳島駅前の特設売り場で購入したチケットの払い戻し方法等は、今後民間事業者と協議のうえ決定する。

※なお、一度購入されたチケットは、豪雨等中止以外、払い戻し及び交換は一切出来ない。

6 阿波おどり実行委員会本部及び総合案内所の設置

- (1) 阿波おどり実行委員会本部
 - ① 設置期間 平成31年7月25日(木)～8月20日(火)
- (2) 阿波おどり総合案内所
 - ① 設置期間 平成31年8月11日(日)～8月15日(木)
 - ② 設置場所 徳島駅前(徳島バス乗車場東側広場)

7 にわか連の編成

- (1) 期 間 平成31年8月12日(月)～8月15日(木)
- (2) 開催時間 19:00、21:00の2回開催
- (3) 開催場所及びコース
 - ① 市役所市民広場コース 市民広場→両国本町演舞場→解散
 - ② 新町橋通りコース 元町演舞場→新町橋演舞場→解散

8 おどり連の受付

- (1) 優先連
有料演舞場及び両国本町演舞場については、優先連(有名連・タレント連等)を適宜配置する。

- ① 受付期間 平成31年6月上旬
- ② 受付場所・時間 未定

- (2) 一般連

新町橋演舞場、元町演舞場、新町橋東おどり広場及び両国橋南おどり広場

については、事前に受付し決定。

① 受付期間 平成31年7月上旬

② 受付場所・時間 未定

(3) 一般抽選

(1)による有料演舞場及び両国本町演舞場の優先連の配置、及び(2)による無料演舞場等の一般連の配置決定後の連の配置は、つぎのとおり一括で抽選を行う。

① 対象 有料演舞場、無料演舞場等

② 抽選日時 平成31年8月上旬

③ 抽選場所 未定

(4) 参加費

踊る日数に応じた参加費の額は次のとおりとする。

	企業連	一般連	大学連	有名連・ 障害者団体等
協力金	1日2万円	1日1万円	1日5千円	無料

注1)「企業連」とは、自社の企業名をおどり連の名前に使用している連のこと。

注2)「大学連」とは、大学名をおどり連の名前に使用している連のこと。

注3)「障害者団体等」の等とは、高校生以下のこども連、ボランティアの連のこと。

注4)「一般連」とは、注1～3以外の連のこと。

9 シャトルバスの運行

阿波おどり臨時駐車場の開設に伴い、阿波おどりシャトルバスを運行する。

(1) 吉野川河川敷緑地臨時駐車場

① 運行ルート 吉野川河川敷緑地⇄徳島市立体育館前

② 運行時間 16:00～23:00

(2) マリンターミナル駐車場

① 運行ルート マリンターミナル⇄徳島寺島公園前

② 運行時間 16:00～23:00

(3) 運行料金 1人1回200円(小学生未満は無料。昨年度は100円)

10 臨時駐車場

市内中心部の駐車場不足と渋滞緩和に対応するため、学校や公園を活用し、臨時駐車場を設置するもの。

(1) 開設施設名・駐車台数・開設時間

昨年度の運営者	施設名	駐車台数	開設時間 (8月12日～15日の各日)
阿波おどり実行委員会	新町小学校	250台	10:00～22:00
	富田小学校	350台	10:00～23:00
	徳島中学校	350台	11:00～23:00
	東富田公園	100台	9:00～23:00
	西富田公園	60台	9:00～23:00
地元	内町小学校	350台	8:30～23:00
	富田中央公園	100台	11:00～23:00

(2) 駐車料金 1台1回1,500円(昨年度は1,200円)

11 収支予測

(1) 平成 31 年度阿波おどり事業収支予測

① 収入

(単位 千円)

	30 年度ア 決算見込み	31 年度イ 収支予測	差引 イ－ア	備考
入場料収入	163,970	210,106	46,136	
有料演舞場	130,856	165,506	34,650	
選抜阿波おどり	33,114	44,600	11,486	
補助金	26,294	26,294	0	
シャトルバス収入	3,365	6,700	3,335	
広告料・協賛金等	46,098	53,100	7,002	
収入 計	239,727	296,200	56,473	

② 支出

(単位 千円)

	30 年度ア 決算見込み	31 年度イ 収支予測	差引 イ－ア	イの財源内訳	
				補助金	その他
有料演舞場事業費	130,723	120,000	△10,723	0	120,000
選抜阿波おどり事業費	31,294	26,500	△4,794	0	26,500
無料演舞場事業費	31,476	30,500	△976	13,196	17,304
にわか連事業費	8,609	9,000	391	2,029	6,971
シャトルバス事業費	28,498	27,500	△998	10,869	16,631
総合案内所事業費	679	700	21	200	500
その他	32,367	31,500	△867	0	31,500
本部経費		30,000	30,000	0	30,000
広告費		11,000	11,000	0	11,000
積立金等		9,500	9,500	0	9,500
計	263,646	296,200	32,554	26,294	269,906

12 安定的な運営のために

収支の責任を明確にするため、今年度から民間委託による事業の実施を予定している。

収支の責任は、民間事業者が負うこととするとともに、阿波おどり事業で生じた収益の一部を阿波おどり実行委員会に納付していただき、徳島市の阿波おどり振興のために設けられた基金に積み立てることで、将来的な栈敷修繕など多額の経費負担に備えるとともに、市民へ還元することとしている。

阿波おどり事業の民間事業者の募集について

阿波おどり事業の企画運営業務を行う事業者を公募・選定するため、次のような条件等を設けるものとする。

なお、業務内容を規定する要求水準書の内容については、毎年度、阿波おどり実行委員会が策定する阿波おどり事業計画に沿った事業を実現するために必要な事項を記載することとしている。

1 募集条件等

(1) 目的

阿波おどりの魅力を全国に発信するとともに、にぎわいを創出し、伝統芸能の継承を効果的かつ効率的に行うため、阿波おどり事業に関する業務を一括して行う事業者を募集するもの。

(2) 業務の範囲

- ① 阿波おどり（前夜祭、選抜阿波おどり、阿波おどり）の実施に関する業務
- ② 阿波おどりチケットの販売に関する業務
- ③ 総合案内所の運営に関する業務
- ④ 広告、協賛金等の募集・集金に関する業務
- ⑤ シャトルバスの運行、臨時駐車場の運営
- ⑥ 広報に関する業務
- ⑦ その他阿波おどり事業に関連し実行委員会が必要と認める業務

(3) 委託の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(4) 申請することができる団体の資格等

次の要件を満たす法人その他の団体

- ① 阿波おどり事業を、安全かつ円滑に行ない、緊急時の迅速な対応が確実に果たせるものであること。
- ② 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により徳島市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者。

ウ 徳島市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止又は指名回避等の措置を受けている者。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。

ク 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市区町村税並びに滞納金等を滞納している者。

ケ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。

コ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

d 暴力団の構成員等

③ 共同体による申請に関する条件

ア 共同体は 2 以上の法人等で任意団体を結成し、代表となる団体を定めること。

イ 構成団体間で協定書等を作成し、代表団体へ必要事項を委任すること。

ウ 構成団体のいずれかが、(4)①の要件を満たすこと。

④ 共同体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

ア (4)②の要件を全て満たすこと。

- イ 各構成員は本件において他の共同体の構成員となることはできない。
- ウ ③の共同体により申請した法人等は、その団体単独での申請はできない。

2 委託事業者募集スケジュール

日程	内容
① 平成 31 年 2 月 15 日～平成 31 年 3 月 20 日	募集要項の配布・公開（ホームページ）
② 平成 31 年 2 月 15 日～平成 31 年 2 月 21 日	説明会の受付
③ 平成 31 年 2 月 25 日	説明会
④ 平成 31 年 2 月 26 日～平成 31 年 3 月 8 日	質問の受付期間
⑤ 随時	質問への回答（ホームページにて回答）
⑥ 平成 31 年 2 月 26 日～平成 31 年 3 月 20 日	申請書類の受付期間
⑦ 平成 31 年 3 月 26 日	審査選定
⑧ 平成 31 年 3 月 27 日	選定結果の通知・公表（ホームページ）
⑨ 平成 31 年 3 月末	阿波おどり実行委員会で決定
⑩ 平成 31 年 4 月 1 日～	基本契約及び年度契約締結 委託業務開始

3 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間：平成 31 年 2 月 26 日（火）から平成 31 年 3 月 20 日（水）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

受付場所：阿波おどり実行委員会事務局

受付方法：申請書類一式を持参にて提出してください。郵送での受け付けはいたしません。

4 審査の方法等

(1) 審査方法

阿波おどり事業企画運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行ない、委託事業者として最も適切な優秀者を選定します。

選定委員会の中でプレゼンテーション等による審査を行ない、評価の上位順に優先交渉順位を決定し、この結果を実行委員会に報告します。

申請者が多数の場合は、書類による一次審査を経たのち、プレゼンテーションによる二次審査を行ない、優秀者を選定する場合があります。

阿波おどり実行委員会委員名簿

所 属	氏 名 等
徳島県中小企業団体中央会	副会長 粟飯原 一平
徳島商工会議所	専務理事 小笠 恭彦
徳島県商工会連合会	専務理事 玉田 直彦
徳島市	第一副市長 平山 元
一般社団法人徳島青年会議所	前理事長 藤川 修誌
松原法律事務所	弁護士 松原 健士郎
一般社団法人徳島市国際交流協会	会長 森住 博

注) 氏名の五十音順

